

公益社団法人日本ホッケー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.hockey.or.jp/jha/governancecode-selfexplanation

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>・当協会では、中長期の基本計画となる「Japan Hockey Road to 2030」(以下、Road to 2030)を策定しており、本協会の理念・ビジョン・スローガンを再定義し、基本指針を定め、2030年度に向けたロードマップおよび、1.強化育成、2.組織、3. コミュニケーション、4.事業、5.財源、6.普及、7.社会貢献、8.東京2020レガシー、9.2030WC招致・開催、の9つの重点領域と各領域で取り組むべき事項を明文化したものとなっている。サマリー及び詳細な計画については協会HPにて公表しており幅広く活用されている。</p> <p>・当該中長期計画については東京2020大会前に作成されたものである。2024パリ五輪も終了し、事業環境も変化していることから、現在、2025年の定時総会に向けてアップデート版の中長期計画の策定を進めている。</p>	<p>Japan Hockey Road to 2030サマリー</p> <p>Japan Hockey Road to 2030 詳細版</p> <p>令和元年度第1回理事会議事録</p> <p>令和元年度定時総会議事録</p> <p>令和2年度第1回理事会議事録</p> <p>令和2年度定時総会議事録</p> <p>令和2年度第3回理事会議事録</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>・Road to 2030の重点領域の一つとして「組織」の項目で目的として以下2点を定めている。</p> <p>(1) 的確かつ迅速な意思決定と業務執行</p> <p>(2) 理念・ビジョン・スローガンに則った健全且つ公正なる協会運営 (Japan Hockey Road to 2030詳細版P28～34に記載)</p> <p>・また、2030年までの10年間を通し、実働隊として関与し動ける若手人材が全国で必要とされていることから、JHAとして中長期的な人材戦略が必要と認識。2030年までの間にRoad to 2030に積極的に関与し経験を通じ、プロジェクト完了後の2031年以降、JHAだけではなく求心力となり基盤人材となり活躍する人材を各都道府県に育てることで、全国におけるホッケー文化・ホッケーファミリーの拡充をより強固なものにしていくことを目指している。 (Japan Hockey Road to 2030詳細版P16に記載)</p> <p>・本年度もスポーツ庁が実施する「競技団体の組織基盤強化支援事業」に継続採択され、外部人材の活用や次世代人材の育成事業の実施が計画されている。 (https://www.mext.go.jp/sports/content/20240612-spt_kyosport-000022820_1.pdf)</p>	<p>Japan Hockey Road to 2030サマリー</p> <p>Japan Hockey Road to 2030 詳細版</p> <p>令和2年度第1回理事会議事録</p> <p>令和2年度定時総会議事録</p> <p>令和6年度競技団体の組織基盤強化支援事業 採択団体の事業概要</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>・例年、前年度末に当初予算が策定され当協会のHPにて公表している。予算の進捗状況については、適宜理事会で報告され、必要に応じて随時補正予算を組んでいる。収支予算書の策定にあたっては、理事会での説明過程で役職員等構成員から意見を募っている。</p> <p>また、毎期、財務の健全性を確保した事業計画を内閣府に提出するとともに、HPで公表している (https://www.hockey.or.jp/jha/report-plan/)</p> <p>・中長期の財務計画については、2023年8月22日に開催された令和5年度第7回理事会にて短期借入金の借入と併せて説明し承認済みとなっている。また、2024年6月22日に開催された令和6年度定時総会にて報告された。</p>	JHA_収支予算書_2024年度当初 財務計画2023年8月22時点 令和5年度第12回理事会議事録 令和6年度第2回理事会議事録
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>・令和6年5月14日に開催された令和6年度役員候補者選考委員会での選考結果に基づき、2024年6月22日の定時総会にて新たな理事18名が選任された。</p> <p>-外部理事 6名（33%）、女性理事 8名（44%）</p> <p>・令和5年6月17日に開催された定時総会において監事2名が新たに選任され就任した。</p> <p>-監事総数2名、うち外部監事2名（100%）、女性監事（100%）</p> <p>・当協会としては引き続き目指すべき外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を40%とする</p> <p>とともに、将来理事の候補となり得る人材を本部/部・委員会等に配置し、NF運営に必要な知見を高める機会を設けることとしている。</p>	令和6年度定時総会説明資料一式 役員候補者選考規程
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>・当協会では評議員会を設置していないため、本項目は審査対象外となる。</p>	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年5月25日に開催された令和4年度第2回理事会によりアスリート委員会規程が承認され、特別委員会としてのアスリート委員会が設置された。 ・本委員会の目的は、ホッケー競技に関連する事案について本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意思決定機関に反映させ、意思決定における多様性を担保することである。また、構成員である委員については、幅広い年齢層やジェンダーから選定することを目指しており、アスリートの権利保護、競技・強化環境の改善、JOCやIF/AFのアスリート委員会との協力連携などを主な活動内容を目指している。 ・アスリート委員会の委員長は理事に選任されており、アスリート委員会から理事会等に対する答申、報告等を行う仕組みとなっている。 	アスリート委員会規程 令和4年度第3回理事会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度定時総会にて理事の人数削減に関する定款の変更を行った。 (変更前) 20名以上30名以内 (変更後) 10名以上20名以内 ・令和4年度より委員会制から本部制に組織を改編し、各本部に役員を配置している。令和6年度からは4つの本部(戦略統括本部、強化育成本部、事業本部、コーポレート本部)、事務局、専門委員会(アンチ・ドーピングインテグリティ委員会、社会共創委員会、アスリート委員会)に再編するとともに、外部理事を含めた理事全員がそれぞれ管掌する領域を明確に定め配置している。 ・これまで同様に定期的に理事会・業務執行理事会を開催することに加え、業務執行理事会メンバー(会長、副会長、専務理事、4本部長および事務局長)で原則2週間に非公式の一度の情報交換会を実施し、密な情報共有と迅速な意思決定が可能な体制の構築を進めている。 	令和4年度定時総会資料一式
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年7月14日に開催された令和4年度第5回理事会にて定款施行細則の改正が承認され、役員の就任時の年齢制限の厳格化が行われた。 (改正後) 就任時70歳未満。役員は、その在任期間が連続して10年を超えてはならないものとする。 ・加えて、役員候補者選考委員会の設置と「役員候補者選考規程」についても定款施行細則にて条文が追加された。 ・2024年6月22日に開催された令和6年度定時総会にて選任された理事については年齢制限に達している理事はいない。 	令和6年度定時総会資料一式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>・ 同上</p> <p>・ 2024年6月22日に開催された令和6年度定時総会にて選任された理事については在任年数が10年を超える理事はいない。</p> <p>【例外措置または小規模団体配慮措置】</p>	令和6年度定時総会資料一式
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<p>・ 2022年4月28日に開催された令和3年度第7回理事会にて役員候補選考委員会の在り方、運用について、多様性を確保し新陳代謝を図るというGCの趣旨に沿った内容の役員候補者選考規程の制定が承認され、運用されている。</p> <p>・ 令和6年度定時総会での理事改選に向け、2024年5月14日に令和6年度役員候補者選考委員会が開催され、その答申を受けて、2024年5月28日の令和6年度第2回理事会にて令和6年度の定時総会に上程する役員候補者が承認された。</p> <p>・ なお、役員候補者選考委員会においては、役員候補選考委員会の独立性や選考の公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮を行った。</p>	役員候補者選考規程 令和6年度第1回理事会議事録 令和6年度第2回理事会議事録

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(1) NF及びその役職員その他構 成員が適用対象となる法令を遵守 するために必要な規程を整備する こと	・当協会では、倫理規程を制定している。	倫理規程
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	・当協会では、入会・退会に関する規程、総会規程、理事会規程、加盟団体規程、決裁規程、経理規定、 予算執行の手引、コンプライアンス規程、業務執行理事の業務執行と責任、事務局職務分掌表を定めてい る。	入会・退会に関する規程 総会規程 理事会規程 加盟団体規程 経理規程 予算執行の手引き コンプライアンス規程 業務執行理事の業務執行と責任 事務局職務分掌表
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	・当協会では倫理規定、コンプライアンス規程、海外渡航安全対策規程、危機管理規程、個人情報等保護 に関する基本方針 および個人情報等保護規程を定めている。	倫理規程 海外渡航安全対策規程 危機管理規程 個人情報等保護に関する基本方針 および個人情報等保護規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	・当協会では役員の報酬並びに費用に関する規定を定めている。	役員の報酬並びに費用に関する規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	・当協会では、経理規程を定めており、その中で財産に関する定めをおいている。 ・2023年8月22日に開催された令和5年度第7回理事会において、寄附金取扱規程の制定および、個人情報 等保護規程、個人情報等保護に関する基本方針の制定が行われた。	経理規程 令和5年度第7回理事会議事録 寄附金取扱規程、個人情報等保護規 程、個人情報等保護に関する基本方 針
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	・当協会では、登録規程を定めてチーム及び構成員（監督、コーチ、選手、その他役員）に関する年度登 録費を定めている。また、公認競技役員規程では競技役員の認定料および年度登録料を定めている。 (2024 Hockey Handbook https://www.hockey.or.jp/rules/regulations/) ・競技場および用具に関して、JHA フィールド公認規程、用具製造販売事業者公認制度およびJHA 人工芝 製造・販売指定企業制度（2024 Hockey Handbook P95～98）に定めており、その中で公認料について定 めている。 (2024 Hockey Handbook https://www.hockey.or.jp/rules/regulations/) ・スポンサーからの協賛および試合の放映権については個別に契約書を締結している（契約書の内容は守 秘義務に基づき非開示）	2024 Hockey Handbook（登録規 程、公認競技役員規程、JHA フィー ルド公認規程、用具製造販売事業者 公認制度、JHA 人工芝製造・販売指 定企業制度）

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	<p>・日本代表候補選手の選考に関しては「日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン」を定めHPに公表している。また、本ガイドラインは2024年5月28日開催の令和6年度第2回理事会において改正案が承認された。(https://www.hockey.or.jp/jha/articles/)</p> <p>・本ガイドラインに基づき選考会を実施し、選考会の最終日に日本代表選考委員会を開催し承認を得た後、第三者承認委員会を開催する。第三者承認委員会のメンバーは前年度の日本リーグの1位～3位のチームの監督。結果をJHA理事へ報告後ホームページで発表する。選考結果は全チームに送っている。選考から漏れた選手については、ヘッドコーチから選考のポイントとその選手の今後の強化の課題を伝えている。</p> <p>・2024年5月28日開催の令和6年度第2回理事会では、新たに「ホッケー男子・女子日本代表チームヘッドコーチ選任およびヘッドコーチ候補者選考に関する規程」が制定された。</p>	令和6年度第2回理事会議事録 日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン ホッケー男子・女子日本代表チーム ヘッドコーチ選任およびヘッドコー チ候補者選考に関する規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	・試合での審判員の指名については、技術委員会監督の下で各大会の競技運営責任者であるTD（テクニカルデリゲート）が公平性・合理性の観点から出身校や出身母体などを最大限考慮に入れて行っているが現時点で明確な規程はない。今後、令和7年3月末までを目途に規程を整備する予定としている。	令和3年度第5回理事会議事録 令和4年度第7回理事会議事録
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	<p>・複数名の弁護士が理事に選任されており専門的な法的知識を有している。</p> <p>・法律案件について、国内事案・国外事案を問わず業務遂行上懸念等がある場合には、複数の専門職理事（弁護士および会計士/税理士）が関わるとともに、平時より業務執行理事や専門職理事および事務局長が中心となってスポーツ分野を主に取り扱い分野とする外部の法律事務所と頻繁に意見交換を行っており、いつでも相談できる体制を整えている。</p>	役員名簿

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	<p>・平成30年度第4回理事会（2018/11/10）にて「倫理規程の改正」「コンプライアンス規定の制定」「倫理委員会委員の選任」「調査部委員の選任」「処罰規定の廃止」について承認されている。</p> <p>・2022年6月の組織改正により、新設されたコーポレート本部の中に「法務・コンプライアンス推進部」が設置され、また、独立した特別委員会として「倫理委員会」が設置された。</p> <p>・加えて、2022年8月28日に開催された令和4年度第6回理事会において、常設の委員会としてコンプライアンス委員会の設置が承認され運用されている。</p>	平成30年度第4回理事会議事録 コンプライアンス規程 別紙1「通報相談窓口利用案内」 別紙2「対応の流れ」 令和4年度第6回理事会議事録
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	<p>・コンプライアンス委員会は、学識経験者（企業経営者）である会長が委員長となり、副委員長に弁護士の理事、委員に法務・コンプライアンス推進部長で弁護士の理事の他、有識者を複数配置している。また、全ての事業本部から委員を選出し多方面からの議論が行える体制を整えている。</p>	コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	<p>・当協会のインテグリティ教育、アンチドーピングに関する専門事項に関する情報共有、調整、啓発、管理を行うことを目的とした「アンチドーピング・インテグリティ委員会」が設置され活動を行っている。</p> <p>・役職員向けには、外部弁護士にも協力を得ながらコンプライアンス研修を実施している。GCについてはスポーツ庁の資料を活用して理事会での議論の折に参照するようにしているが、今後さらに一歩踏み込んで、適用される法令・規程・GCについての研修や、不適切な経理処理等不正行為の防止、代表選手選考の適切な実施、大会運営等における選手等の安全確保についてなど、理事としての素養を高めるよう広い分野での研修を実施する必要もあるため、令和3年度以降も継続して少なくとも1年に1回以上、理事会の折に研修会を行う予定である。</p> <p>参考としている資料 ガバナンスガイドブック（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構） https://www.jsaa.jp/guide/governance/index.html</p>	インテグリティ・アンチドーピング 委員会規程 コンプライアンス研修資料_ガバナ ンス スポーツ団体ガバナンスコード_中 央競技団体向け 2023年度全国ルール統一研修会

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・アンチドーピングの他、各カテゴリー毎に年間の教育プログラムを策定し、コンプライアンス全般の教育を推進している。 ・アンチドーピングの啓発については、JADAとも緊密に連携して活動を進めている。 	2024年度アンチ・ドーピング活動体制計画書 コンプライアンス研修資料_アンチドーピング
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年実施している「全国ルール統一研修会」にて審判員や都道府県協会関係者、チーム関係者に対する教育を実施している。直近も2024年2月に実施された。 	2023年度全国ルール統一研修会
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> ・法律案件について、国内事案・国外事案を問わず業務遂行上懸念等がある場合には、専門職理事が関わるとともに、外部の法律事務所へいつでも相談できる体制を整えている。 -Field-R 法律事務所 〒106-0032 東京都港区六本木 4-2-35アーバンスタイル六本木三河台 2F https://field-r.com/about-us/ ・財務会計問題についても、定期的に外部監査を受けながら、いつでも専門職へ相談できる体制を整えている。 -みなと公認会計士事務所（外部監査事務所） 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14-1郵政福祉琴平ビル2F http://www.manekuri.co.jp/ 	【専門家事務所との個別契約については非開示】

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程および予算執行の手引きを整備している。また、経理規定については2022年7月14日に開催された令和4年度第5回理事会にて改正を行った。 ・ 各事業年度で外部の独立監査人から監査報告書を受領している ・ 監事（2名）のうち1名は公認会計士が就任しており、専門的知見を活かした職務執行をしている。 ・ 監事は業務執行理事・事務局・戦略統括本部との間で具体的な業務運営の妥当性に関する議論を日常的に行っており、業務改善に寄与している。 	経理規程 予算執行の手引き R6総会説明資料一式
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程および予算執行の手引きに基づき、領収証の保存等につき、国庫補助金を適正に使用する体制を構築している。 ・ 国庫補助金や助成金申請書類の適正性については、2024年6月3日付で、JOCのNF総合支援センターより「管理レベル1」という通知を受けている。 (①適時性…8月、11月、1月に設けられた提出期限に該当する事業報告書が提出されたか3月の提出が一定割合を超えていないか、②有効性…交付決定額の計画的な運用及び有効な活用ができたか、③正確性…補助金額の修正となるような誤りを繰り返していないかの3つの基準から、3段階評価の合計得点で決定される。管理レベル1は最も高いレベル)	NF総合支援センターによるサポート内容について_ホッケー
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人認定法に規定された書類については事務所に備置き閲覧に供することのできる体制となっている。 ・ また、定期総会にて上程された決算情報については当協会のウェブサイトに掲載している。 その他、当協会の機関紙であるホッケーイヤーブックにも決算情報を掲載して、広くホッケー競技に関わる者に財務情報を開示している。 https://www.hockey.or.jp/jha/report-plan/	ホッケーイヤーブック2023（

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドラインを定め、HPにて開示している。 https://data.hockey.or.jp/2019/articles/JHA_Articles_Of_Rs-Selection_2019.pdf ・選考から漏れた選手や指導者からの要望等に応じて、選考理由についても個別にフィードバックを行っている。 	日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会のガバナンスコードの遵守状況をHPで公表している。 <p>※当協会の自己説明および証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、以下のページにて公開している。 https://www.hockey.or.jp/jha/governancecode-selfexplanation/</p>	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> ・定款第31条に利益相反に関する規程を設けている。 ・倫理規程第4条第8項に「その職務に関する不正な利益の授受又はその申込み行為」が規律違反行為として規定されている。 ・令和4年10月31日開催予定の令和4年度第7回理事会にて利益相反管理規程が承認されている。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/) また、利益相反取引については理事会で議論されており、直近では2024年8月20日に開催された令和6年第6回理事会にて承認が行われている。 	定款 倫理規程 利益相反管理規程 令和4年度第7回理事会議事録 令和6年第6回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	同上	同上
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>・コンプライアンス規程第3章（第8条～第13条）にコンプライアンス通報に関する対応体制等について規定を定め運用を行っている。また、通報に関する関係者の情報が守秘義務により守られ、また。通報により不利益な取り扱いをされることが禁じられている旨が定められている。</p> <p>・令和3年度より登録証へ通報窓口の案内を記載し周知に努めている。また、案内の中で、通報に関する関係者の情報が守秘義務により守られ、また。通報により不利益な取り扱いをされることが禁じられている旨を明記している。</p> <p>・通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて情報管理を徹底しているが、今後明確化の為に規程を整備するとともに、通報が正当な行為として評価されるものである旨の意識づけの徹底を目的とした研修会を実施する。</p> <p>・また、スポーツ庁が取り組んでいるアスリートへの写真・動画による性的ハラスメントに係る相談窓口に関し、相談窓口の活用についてHPにて案内を行っている。 (https://www.hockey.or.jp/news/press/info/pt20210323235849.html)</p>	コンプライアンス規程 別紙1 「通報相談窓口利用案内」 別紙2 「対応の流れ」
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>・通報があった場合は、コンプライアンス委員長に報告され、必要に応じて臨時コンプライアンス委員会が招集され、倫理委員会に報告される。</p> <p>・事実調査が行われる場合、独立・中立の外部の2名の弁護士を含むメンバーで構成された調査部で事実調査が行われ、倫理委員会に報告され、処分意見が会長宛に提出される仕組みとなっている。</p>	コンプライアンス規程 別紙1 「通報相談窓口利用案内」 別紙2 「対応の流れ」 倫理委員会・調査部名簿

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・ 倫理規程に一連の手続を定めている。なお、現時点では処分レベルについて詳細な定めはないものの、公開されている日本スポーツ仲裁機構等の参考処分例に従い運用している。 ・ 倫理規程第12条3項に「処分対象行為」が追記された。また、処分基準についての規程を令和7年3月末までに設け公表する予定である。	倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・ 専門性をもつ倫理委員会という組織を定めている。なお、処分審査の前提としての事実審査は専門性を有する独立公平の機関として調査部を設置しており、倫理規定の第7条2項により独立性が定められている。調査部は外部の2名の弁護士などで構成されている。また、倫理規定第10条3項にて、事案の審査にかかる中立性が定められている。 ・ 処分基準についての規程を定め、今後公表する予定である。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)	倫理規定

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・倫理規程第18条に自動応諾条項について定めている。 ・2021年10月に開催された令和3年第5回理事会にて、自動応諾条項は懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らずあらゆる決定を広く対象に含むよう改定がなされた。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)	令和3年第5回理事会議事録 倫理規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・倫理規定12条3項5号に記載の通り個別に書面をもって通知する。	倫理規定

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理規程を令和2年11月14日から施行している。 ・現状では、「有事の危機管理マニュアル」は定めていないが、本団体を囲む選手、指導者、競技役員のほか、スポンサーやマスメディアなども含めて、生じるかもしれないであろうリスク（事故や紛争など）を予測し、速やかな対応、判断、決断を行える組織にするため、第三者を含めた組織とし、最小限に抑制するため、令和7年3月末までに「本マニュアル」を策定する予定である。 	危機管理規程 令和4年度第7回理事会議事録
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・令和5年度に規律委違反行為が疑われる事案が発生し、臨時コンプライアンス委員会が招集され、事実調査委託や報告を含め対応した。令和5年度中には就業規程に基づきJHAとしての処分がなされたが、詳細内容は非開示とする。	非開示
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理及び不祥事の「危険予知・予防・発生時の準備」が重要であるため、速やかな調査をするための委員会を予め組織する。 ・法に触れる事態であることから委員には外部より弁護士は必須とし、各委員会委員長・部長、更には必要に応じて会計士を委員に加え、判断に偏りが生じないように対応できるようにする。なお、調査委員会には2名の外部・中立の弁護士を充てている。 	Japan Hockey Road to 2030 詳細版 令和5年度第2回理事会議事録 加盟団体規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>・2023年5月27日に開催された令和5年度第2回理事会において「加盟団体規程」が制定され、都道府県協会や関係団体との権限関係が明確化され、組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援を行う体制が整備された。</p> <p>(https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)</p> <p>・当協会の中長期計画であるRoad to 2030の主要項目である「組織」において、都道府県協会の組織基盤の検証・構築・強化を定め、地方協会の組織基盤の確立及び・関連団体（スポーツ少年団、中学校部会、高体連、日学連、マスターズなど）との関係性の整理を課題に挙げている。</p> <p>(Japan Hockey Road to 2030詳細版P31に記載)</p>	Japan Hockey Road to 2030 詳細版 令和5年度第2回理事会議事録 加盟団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	同上	同上